

丸亀市
公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

丸 亀 市

目次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の目的と位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第4節	計画対象施設	3
第2章	丸亀市の現状と課題	4
第1節	市の概要	4
第2節	人口の動向と将来予測	4
第3節	産業	5
第4節	財政状況	6
第3章	公共施設等の現状及び将来の見通し	10
第1節	対象施設	10
第2節	更新費用の推計	11
第3節	建物系公共施設	11
第4節	土木系公共施設	14
第5節	企業会計施設	16
第6節	公共施設とインフラ全体	19
第4章	公共施設等の総合的な基本方針	23
第1節	基本方針	23
第2節	実施方針	24
第5章	施設類型ごとの基本方針	27
第6章	おわりに	35

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

本市は、平成17年3月22日、旧丸亀市・綾歌町・飯山町の1市2町が合併し、人口11万人を超える新「丸亀市」となりました。

平成19年度から10年間におけるまちづくりの指針として策定した「丸亀市総合計画」に基づき、“自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市”を目指し、これまで取り組んできました。

合併後の極めて厳しい財政状況下、合併効果を生かしながら、行財政改革を強く進める一方で、安全で安心な市民生活を確保するとともに、子育て環境の整備やコミュニティを中心とする地域活動の活性化等、さまざまな施策を推進し、合併後のまちづくりとして一定の成果をあげることができました。

一方、合併後10年を経過した今日、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、地方分権の進展、また東日本大震災を教訓とした防災・減災対策等、地方自治体を取り巻く環境は著しく変化し、新たな行政課題に対応するためにも今後一層、時代の要請に合ったまちづくりを進めていく必要があります。

こうした中、建物や道路等、インフラ施設を含め、資産の大部分を占める公共施設等の老朽化対策は、近年、全国的にも大きな問題となり、本市でも避けて通れない課題の一つとなっています。

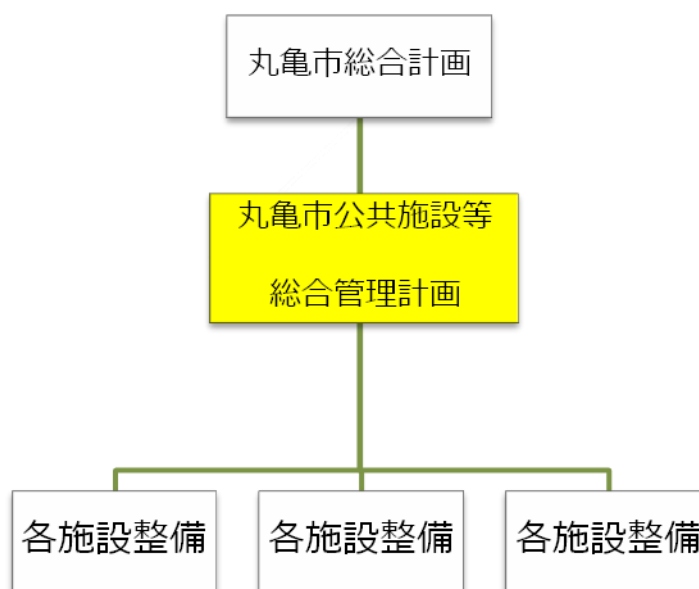
さらなる少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用に変化が予想される中、本市の公共施設等の現状を検証し、今後の最適配置や適正化を図るための基本的な考え方をまとめることは急務と言えます。

この公共施設等総合管理計画は、単に公共施設等の廃止・縮小を推進するのではなく、中・長期的なまちづくりの視点に立った持続可能な公共施設等のあり方として、施設の長寿命化や延命化を図るとともに、効果的かつ効率的な整備と管理運営を行うことで、引き続き市民が安全に安心して、そして快適に公共施設等を利用できる本市の将来像の実現を目指すものです。

第2節 計画の目的と位置づけ

「丸亀市公共施設等総合管理計画」は、「丸亀市総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で、公共施設面の取り組みに対して横断的な指針を提示するものです。

図表 1-1 : 計画の位置づけ



第3節 計画期間

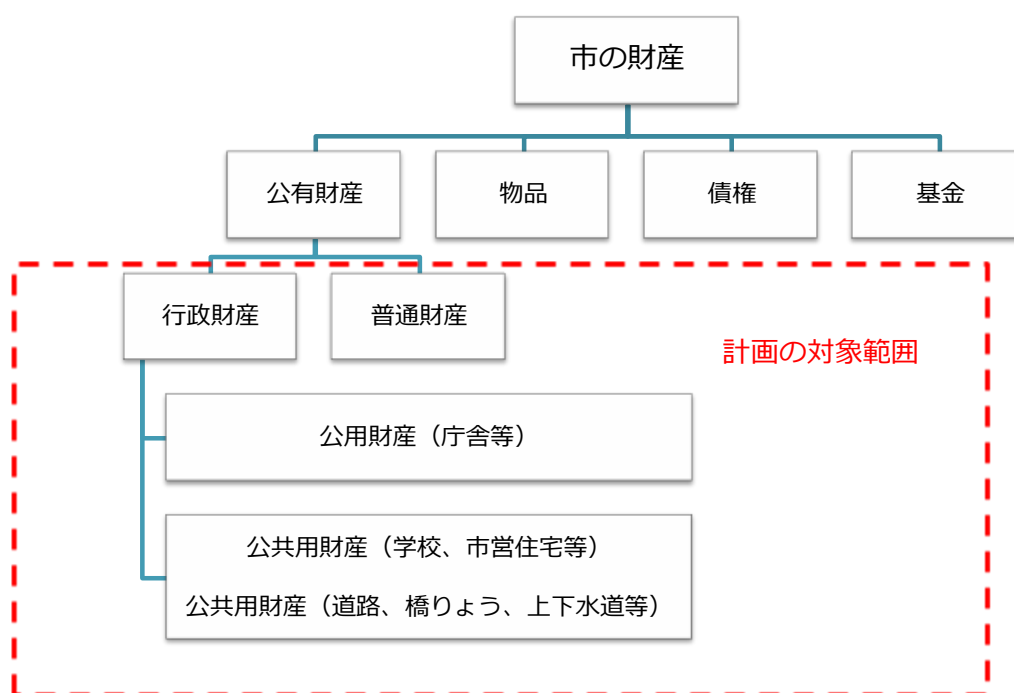
本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とし、計画の実施については、随時見直しを行うこととします。

なお、公共施設等の更新費用の推計等、中・長期的な視点が必要な点については、推計期間を40年間とし、平成28年度（2016年度）から平成67年度（2055年度）までの期間とします。

第4節 計画対象施設

建物や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設を含むすべての公共施設等を対象とします。

図表 1-2：計画対象施設の範囲



第2章 丸亀市の現状と課題

第1節 市の概要

本市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっています。そして、瀬戸内海には本島、広島、手島、小手島、牛島等の島々が点在しています。

市域は、東西 24.16 キロメートル、南北 23.82 キロメートルであり、市の陸地部の中央に標高 422 メートルの飯野山（別名、讃岐富士）がそびえ、その北方に青ノ山、中心には土器川が流れ、多数のため池が水辺空間を創出しています。

平成 17 年 3 月 22 日、旧丸亀市・綾歌町・飯山町の 1 市 2 町が合併し、人口 11 万人を超える新「丸亀市」となりました。

第2節 人口の動向と将来予測

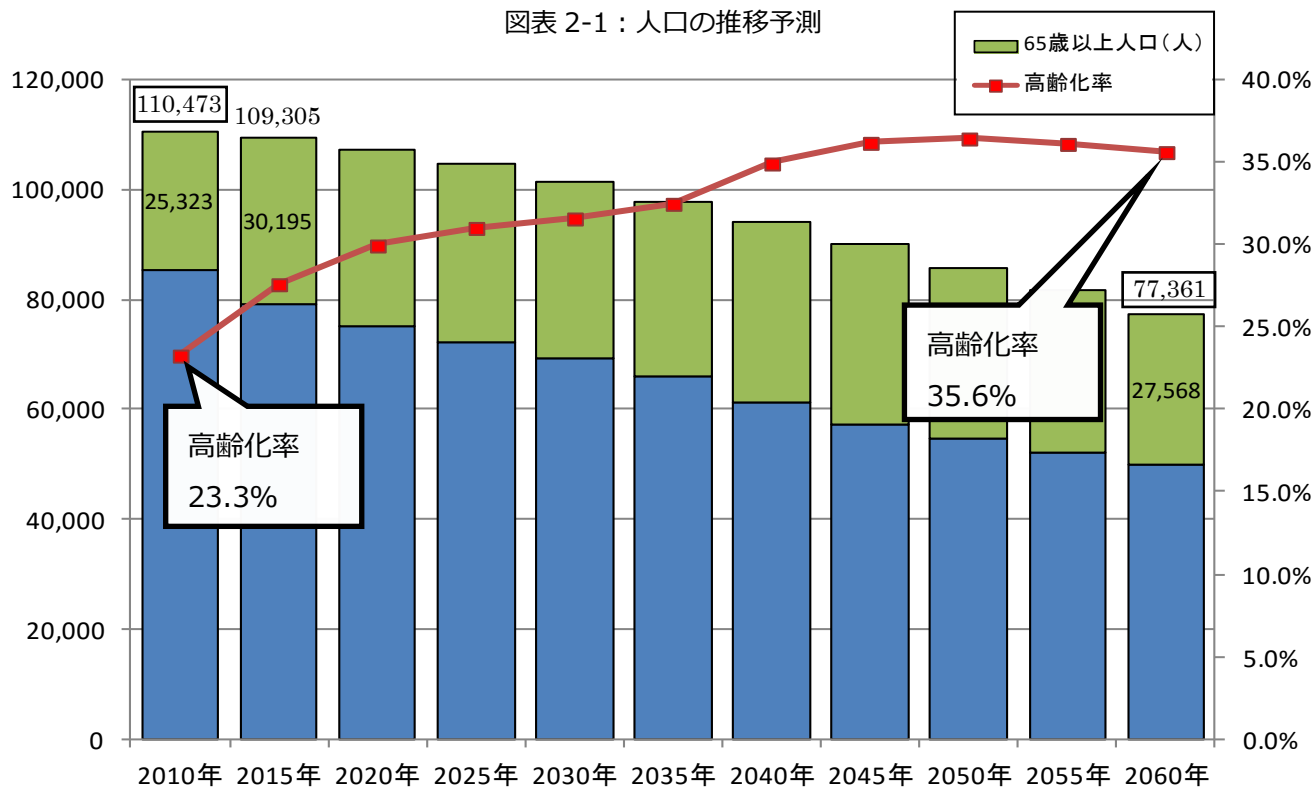
- 2060 年、人口は 77,361 人になると予測されますが、本市では 93,000 人を維持することを目指しています。
- 高齢化率は年々増加しており、少子高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、本市の総人口は 2010 年の 110,473 人から 2060 年には約 30%減少し、77,361 人になると予測されていますが、本市では 93,000 人を維持することを目指しています。（丸亀市人口ビジョン 平成 27 年 10 月）

また、総人口に占める 65 歳以上の人口割合である高齢化率は、2010 年の 23.3%から、2060 年には 35.6%になる見込みです。

人口の減少や少子高齢化等、人口構成の変化に伴い、今後の行政サービスについても見直していく必要があります。利用者が減少し、使用頻度の低下した施設等、利用需要の実態や市民のニーズの変化に応じて、公的サービスのあり方について検討を行い、公共施設等の最適な数・量や配置を実現することが望まれます。

図表 2-1：人口の推移予測



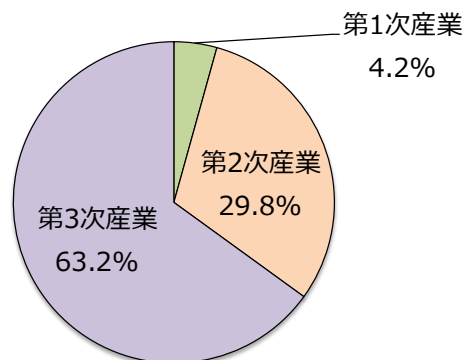
(国立社会保障・人口問題研究所)

資料： ※2010年は国勢調査、2015年、2060年は推計値

第3節 産業

本市の産業について産業分類別就業者率を見ると、サービス業、卸売・小売業・飲食業を中心とした第3次産業が全体の約6割であり、就業者の大きな割合を占めています。農業、漁業を中心とした第1次産業は1割以下で、製造業等の第2次産業は全体の約3割です。

図表 2-2：産業分類別就業者率



(※香川県 市町行財政要覧 平成28年3月 より作成)

第4節 財政状況

- 財政面での課題を踏まえ、厳格な財政運営に努める必要があります。
- 事業の適正化、効率化を図り、コストの縮減に取り組む必要があります。

本市の財政状況は、図表 2-3 に歳入決算額の推移、図表 2-4 に歳出決算額の推移を示しています。また、公債費と市債残高の推移については、図表 2-5、2-6 に推移を示しています。

これらの図表に示すとおり、現下の財政状況は、扶助費や公債費等の歳出予算が着実に増加の一途を辿る中、市税の大幅な減収や合併の特例措置である普通交付税の合併算定替えの段階的縮減による歳入環境への影響等により、非常に厳しい状況となっています。

また、丸亀市中期財政フレーム（平成 28 年 9 月）による今後の財政の見通しについても、向こう 5 年間で約 93 億円の経常的一般財源での財源不足を見込んでいるほか、市債残高が図表 2-6 で示すとおり、平成 30 年度に約 614 億円、公債費についても、図表 2-5 で示すように平成 34 年度に約 59 億円とピークを迎えることとなるため、今後も厳しい状況が続くことを示しています。

この中でも特に、市庁舎等の整備をはじめ、老朽化している公共施設等への対応等の課題は、多額の財源を要することから、限られた財源の中で事業の適正化や効率化を図り、コストの縮減に取り組む必要があります。また、公共施設等のコストに関しては、ライフサイクルコスト（LCC）¹の考え方に基づき、建設時のコストに加え、維持・運営及び改修に必要なコストも含めて公共施設等のマネジメントに努めることが必要です。

¹ 建築物や構造物に関する生涯費用とも呼ばれ、企画設計、建設、管理運営、解体処分までの全期間に要する費用を意味します。

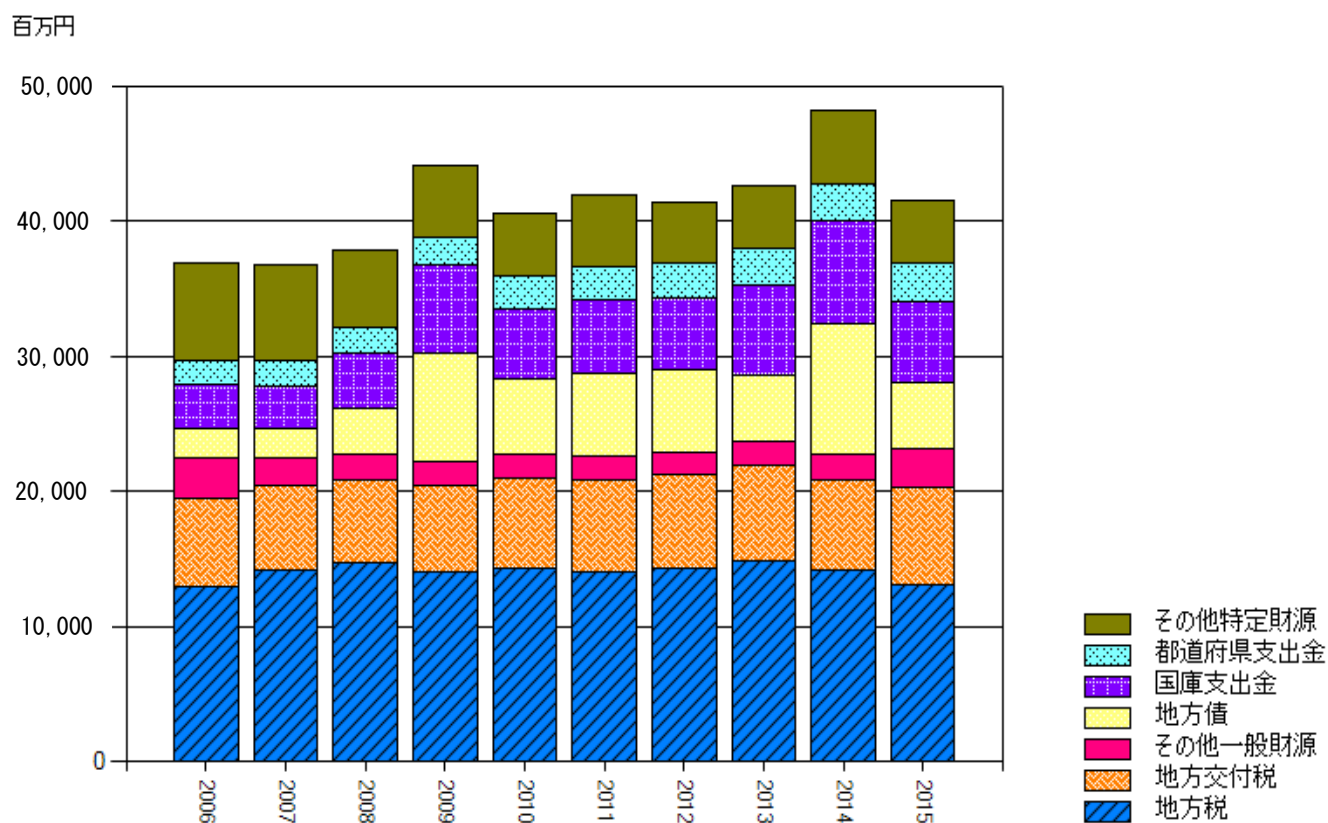
そのため、今後は、維持管理をはじめ、改修や更新等の費用を踏まえて公共施設等のあり方をマネジメントし、公共施設等にかかるコストと財政のバランスを保つことが求められます。

図表 2-3：歳入決算額の推移

(単位：百万円)

	2006年度 (平成18年)	2007年度 (平成19年)	2008年度 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年度 (平成22年)	2011年度 (平成23年)	2012年度 (平成24年)	2013年度 (平成25年)	2014年度 (平成26年)	2015年度 (平成27年)
一般財源	22,574	22,452	22,746	22,276	22,745	22,616	22,926	23,674	22,832	23,176
地方税	13,031	14,263	14,761	14,117	14,285	14,010	14,333	14,934	14,268	13,181
地方交付税	6,489	6,190	6,092	6,346	6,677	6,888	6,958	7,000	6,635	7,144
その他一般財源	3,054	2,000	1,893	1,813	1,783	1,717	1,635	1,740	1,929	2,851
特定財源	14,329	14,324	15,183	21,917	17,875	19,417	18,498	18,989	25,365	18,439
地方債	2,142	2,202	3,403	7,997	5,583	6,169	6,089	4,950	9,597	4,977
国庫支出金	3,208	3,166	4,072	6,459	5,139	5,413	5,336	6,639	7,673	5,927
都道府県支出金	1,814	1,959	2,015	2,112	2,530	2,476	2,613	2,728	2,726	2,848
その他特定財源	7,166	6,996	5,694	5,348	4,623	5,359	4,459	4,672	5,369	4,687
歳入合計 (一般財源+特定財源)	36,903	36,776	37,930	44,192	40,620	42,033	41,424	42,663	48,197	41,615

※端数調整により合計が一致しない箇所があります。



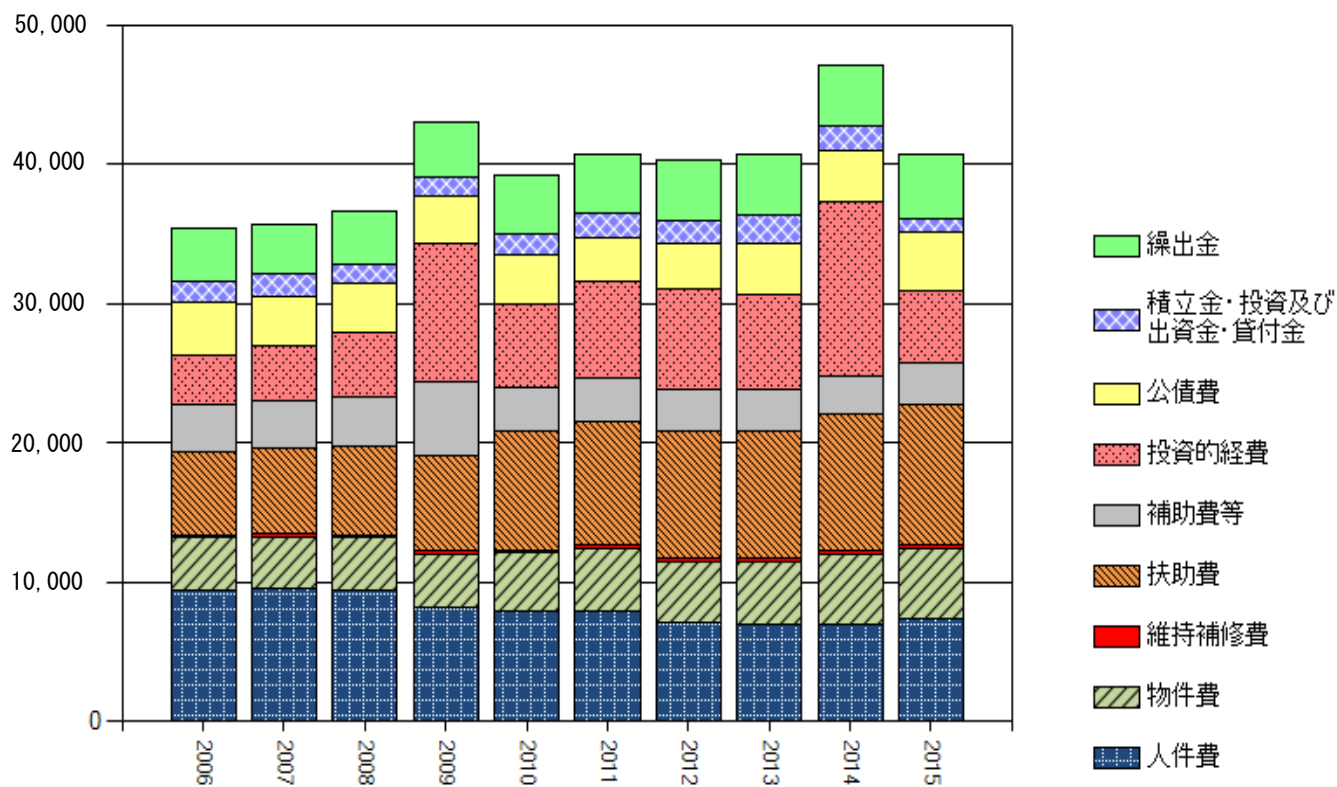
図表 2-4：歳出決算額の推移

(単位：百万円)

	2006年度 (平成18年)	2007年度 (平成19年)	2008年度 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年度 (平成22年)	2011年度 (平成23年)	2012年度 (平成24年)	2013年度 (平成25年)	2014年度 (平成26年)	2015年度 (平成27年)
人件費	9,442	9,651	9,425	8,224	7,930	7,960	7,175	6,948	7,044	7,345
物件費	3,814	3,678	3,773	3,875	4,241	4,520	4,384	4,580	4,969	5,166
維持補修費	191	182	185	187	195	225	222	214	236	243
扶助費	6,005	6,198	6,435	6,854	8,496	8,846	9,073	9,168	9,858	10,013
補助費等	3,373	3,378	3,507	5,323	3,112	3,173	3,066	2,897	2,671	3,069
投資的経費	3,476	3,881	4,693	9,886	5,984	6,844	7,122	6,897	12,513	5,103
公債費	3,849	3,634	3,418	3,435	3,564	3,233	3,294	3,639	3,774	4,212
積立金・投資及び出資金 ・貸付金	1,523	1,524	1,415	1,265	1,558	1,764	1,678	2,024	1,685	978
繰出金	3,759	3,546	3,768	4,069	4,131	4,133	4,318	4,406	4,412	4,630
歳出合計	35,430	35,671	36,617	43,119	39,211	40,697	40,331	40,773	47,162	40,758

※端数調整により合計が一致しない箇所があります。

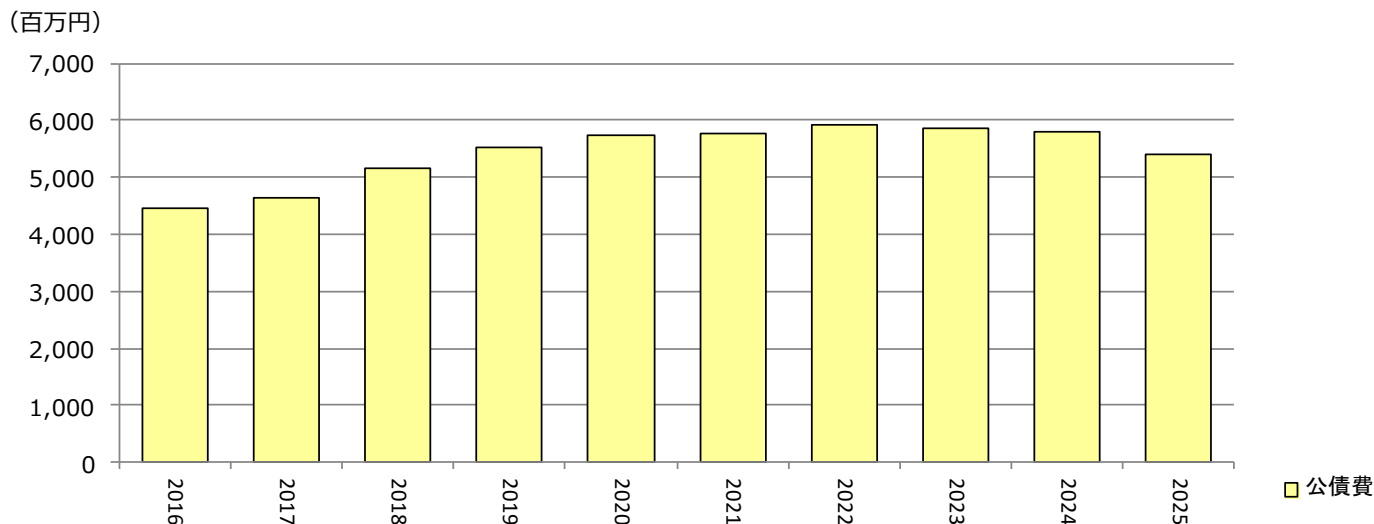
百万円



図表 2-5：公債費の推移（長期試算フレーム）

（単位：百万円）

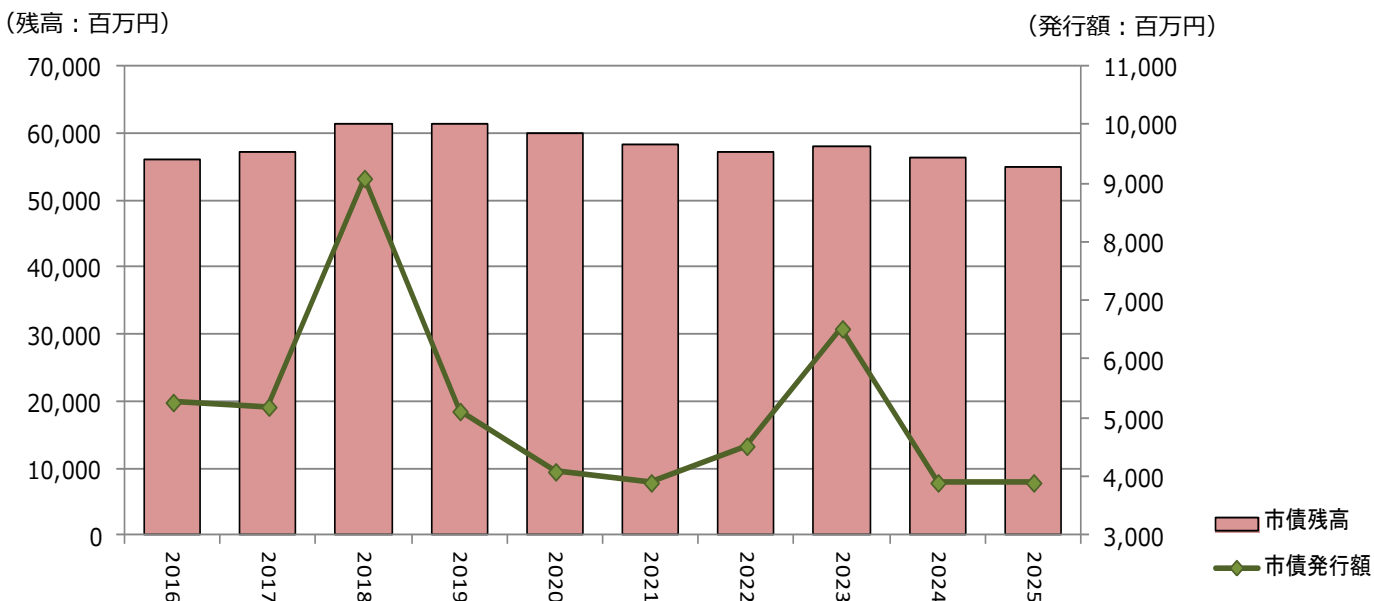
	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (平成31年)	2020年度 (平成32年)	2021年度 (平成33年)	2022年度 (平成34年)	2023年度 (平成35年)	2024年度 (平成36年)	2025年度 (平成37年)
公債費	4,454	4,641	5,154	5,516	5,729	5,780	5,936	5,869	5,811	5,404



図表 2-6：市債残高と発行額の推移（長期試算フレーム）

（単位：百万円）

	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (平成31年)	2020年度 (平成32年)	2021年度 (平成33年)	2022年度 (平成34年)	2023年度 (平成35年)	2024年度 (平成36年)	2025年度 (平成37年)
市債発行額	5,270	5,192	9,088	5,117	4,088	3,900	4,524	6,525	3,900	3,900
市債残高	56,135	57,071	61,357	61,283	59,938	58,324	57,145	58,004	56,271	54,992



第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

この計画では、対象とする公共施設等を類型ごとに分類します。

図表 3-1 は、それぞれ類型区分、大分類、中分類、主な施設、総延床面積、施設数を示しています。

図表 3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大分類	中分類	主な施設	総延床面積 (㎡)	施設数
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校	小学校、中学校	160,030	26
		その他教育施設	学校給食センター	6,340	5
	市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター、集会場	16,909	23
		文化施設	市民会館、総合文化会館	13,295	2
	社会教育系施設	図書館	図書館	4,611	3
		博物館等	資料館、美術館、学習センター	24,819	18
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	運動公園、体育館、野球場	24,157	13
		レクリエーション施設・観光施設	野外活動センター、森林公園（キャンプ場）	621	6
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	幼稚園、保育所、こども園	44,673	26
		幼児・児童施設	児童館、青い鳥教室	2,356	13
	保健・福祉施設	保健・福祉施設	保健福祉センター、デイサービスセンター	16,629	12
	医療施設	医療施設	診療所	702	2
	行政系施設	庁舎等	市役所本庁舎、市民総合センター、市民センター	20,856	6
		消防施設	消防署、消防屯所、機械器具置場	12,672	67
		その他行政系施設	水防センター、水防倉庫	448	5
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	81,992	22
	公園	公園	児童公園、緑地	2,088	18
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター、不燃物処分場	5,572	12	
その他	その他	バス待合所、倉庫、便所、斎場、駐車・駐輪場	46,564	71	
土木系 公共施設	道路	道路面積合計	4,207,417㎡		
	橋りょう	橋りょう面積合計	22,711㎡		
企業会計施設※	上水道施設	管路延長合計	842,162m		
	下水道施設	管路延長合計	374,750m		
	モーターボート競走事業施設				

平成 28 年 3 月 31 日現在

※下水道施設は、今後公営企業会計へ移行の予定であり、本分類上、上記の分類としています。

第2節 更新費用の推計

本市の公共施設等に関する更新費用が、財政運営に及ぼす影響を把握することにより、今後の公共施設等のあり方を検討するため、2016年度から2055年度までの40年間における更新費用を推計することとします。

試算にあたっては、施設の耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積の数・量に更新単価を乗じるなどにより算出しました。推計の条件及び方法は、21～22ページに記載しているとおりです。

第3節 建物系公共施設

3.3.1 建物系公共施設の整備状況

- 公共施設の多くは、1970年代に整備されています。
- 全体の約46.4%が旧耐震基準の施設です。

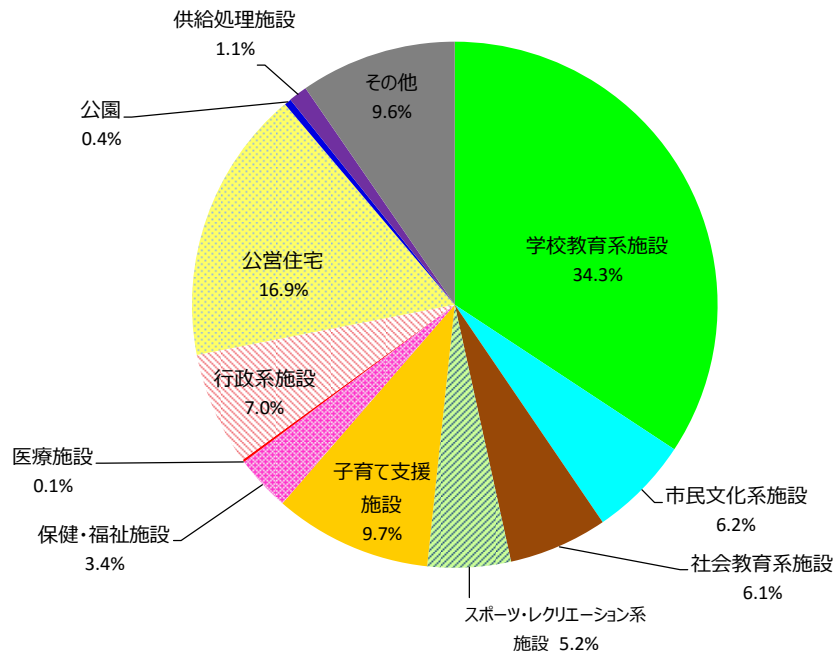
図表3-2は、建物系公共施設に関する類型ごとの面積割合を示しています。

本市が保有している建物系公共施設の施設数は350施設であり、これまで多くの公共施設を整備してきました。建物については、延床面積の合計は約48万㎡であり、主な施設類型の内訳は、学校教育系施設が34.3%、公営住宅が16.9%、子育て支援施設が9.7%、庁舎等の行政系施設が7.0%となっています。

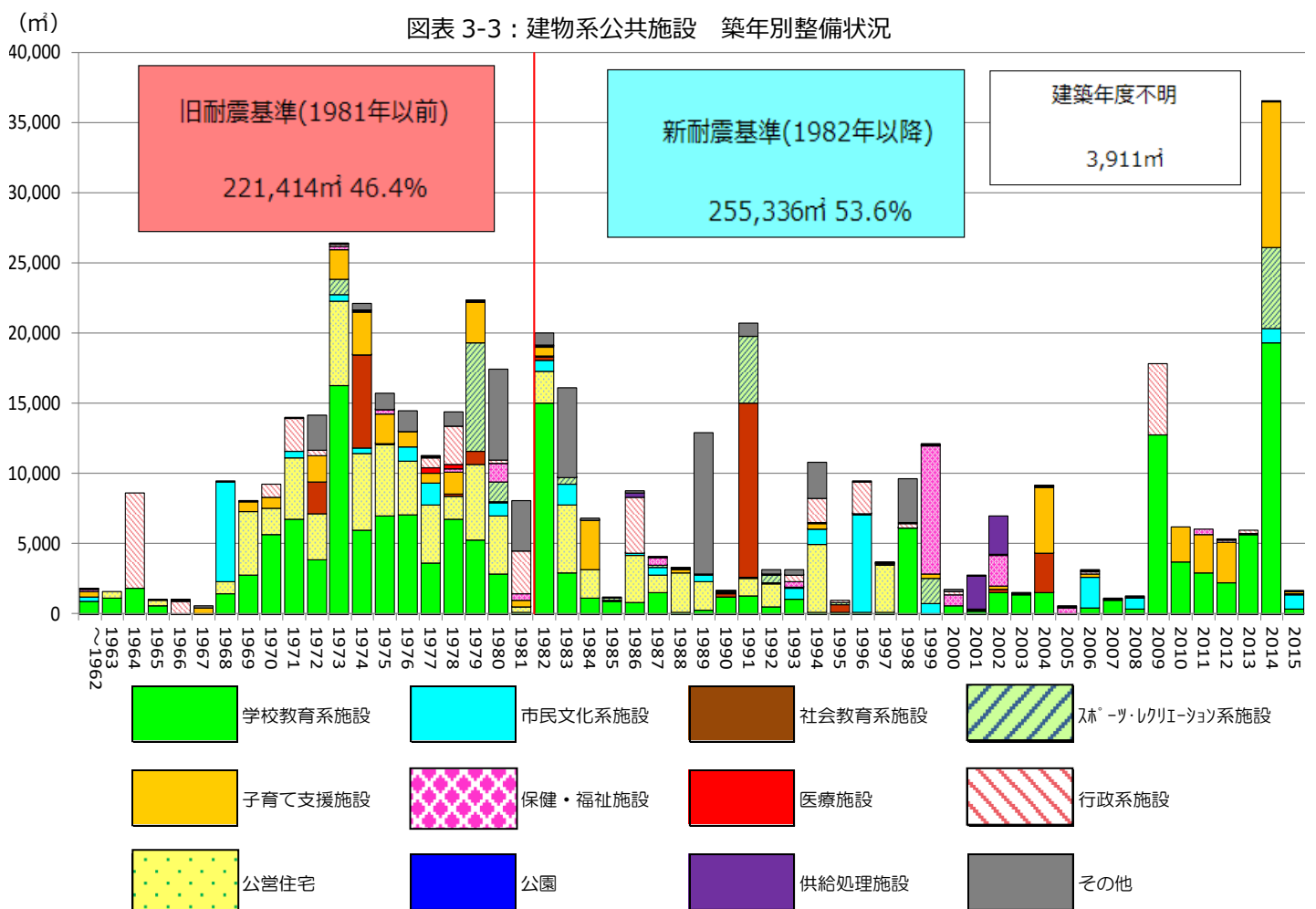
これらの施設の多くは、1970年代に整備され、1981年以前に整備された旧耐震基準の施設は、全体の46.4%を占めています。

老朽化が著しい施設は、大規模改修や建替えが必要となります。一般的には、鉄筋コンクリート造の建物の場合、築後30年程度が経過すると大規模改修が、築後60年程度が経過すると建替えが必要になると言われており、1970年代に整備された施設については、大規模改修や建替えの時期を迎えます。

図表 3-2：建物系公共施設の類型ごとの面積割合



図表 3-3：建物系公共施設 築年別整備状況



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定)

※企業会計施設は含まない

3.3.2 建物系公共施設の更新費用

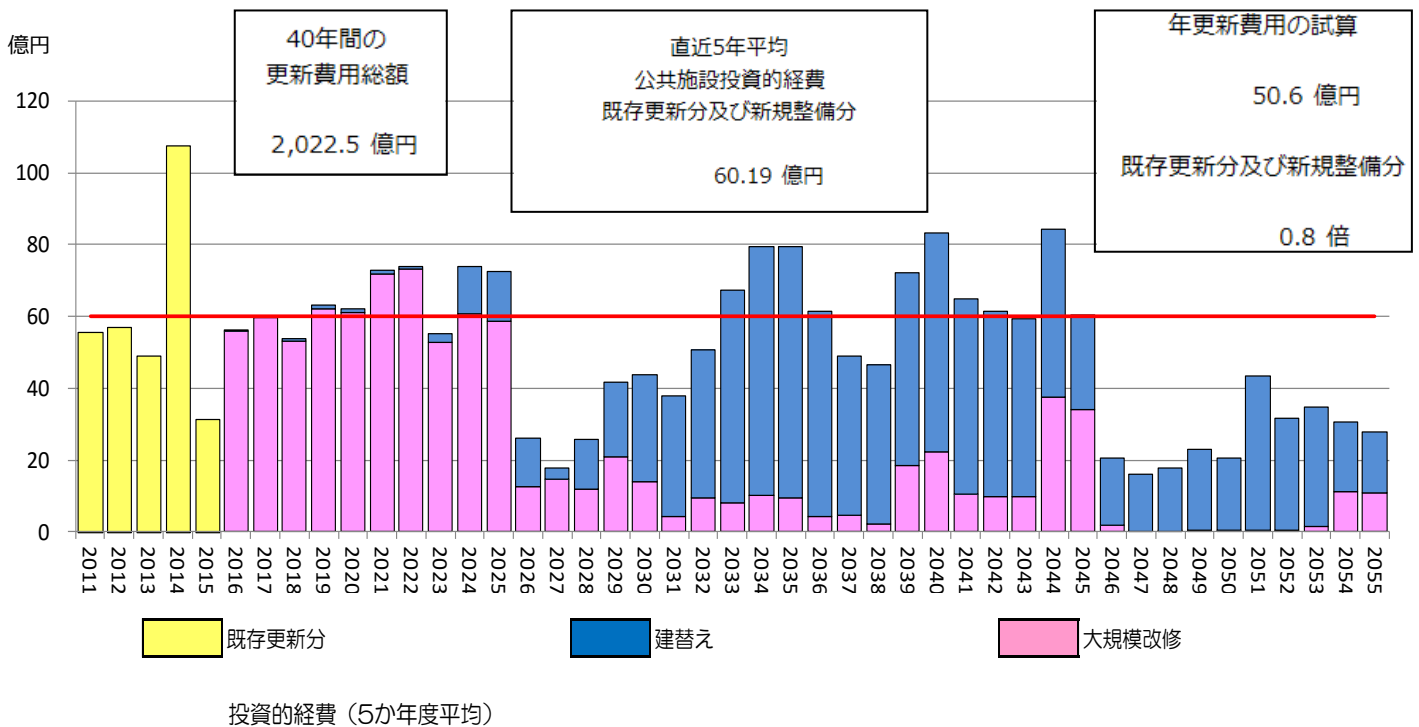
- 今後、多くの施設で大規模改修や建替えの時期を迎えます。
- 今後、40年間の更新費用は、総額約2,022億5千万円という試算が出ています。

図表3-4は、建物系公共施設に関する将来の更新費用の推計を示しています。

本市が保有する建物系公共施設について、現状の規模のままで建替えを行った場合、今後40年間で約2,022億5千万円の投資的経費を要し、1年間の平均としては、毎年約50億6千万円かかる試算となりました。直近5か年度の公共施設にかかる投資的経費の平均額は、約60億2千万円であり、現状の公共施設にかかる投資的経費の0.8倍という試算結果ですが、2014年度が投資的経費の高い年度であり、また今後、市庁舎等の整備が控えていることなども考慮する必要があります。

今後の財政状況を踏まえると、現状のままで施設の規模を維持することは困難であると言えます。既存施設への機能の集約化や利用者のニーズの変化に対応した施設のあり方について、検討を行う必要があります。

図表3-4：建物系公共施設の更新費用



（※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定）

※企業会計施設は含まない

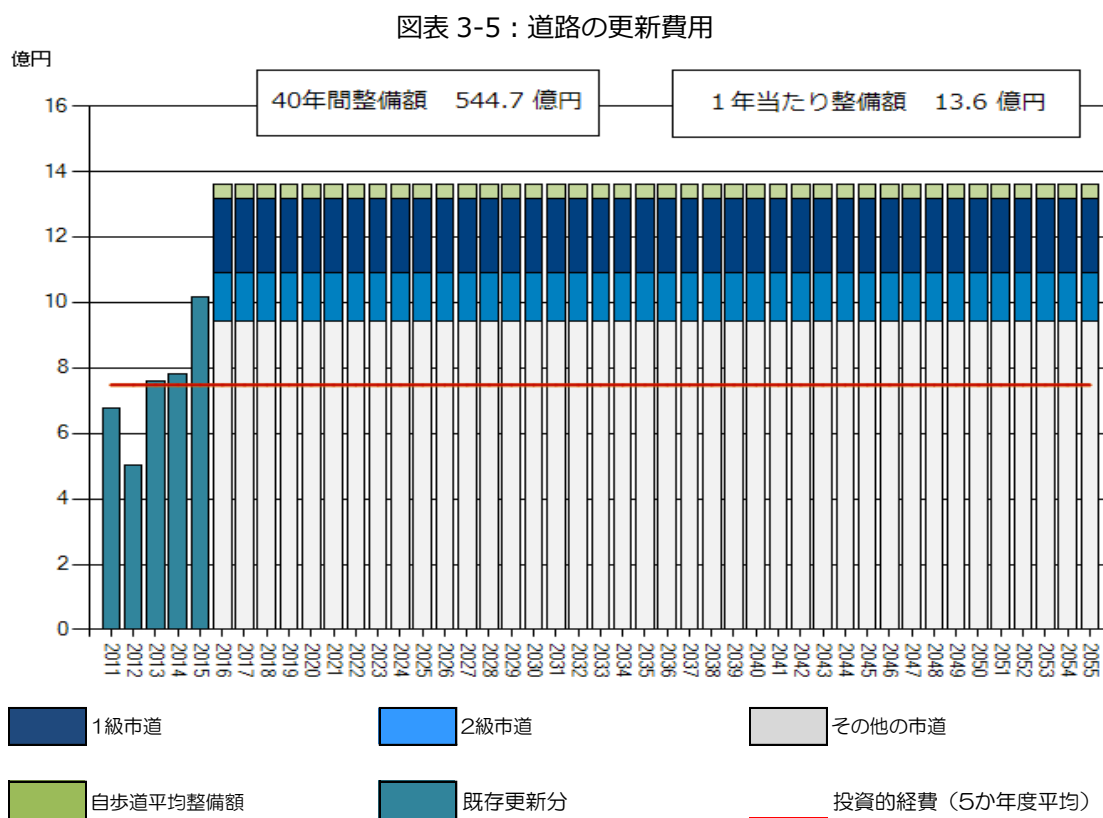
第4節 土木系公共施設

3.4.1 道路の更新費用

- 今後、40年間の更新費用は、総額約544億7千万円という試算が出ています。

図表3-5は、道路に関する将来の更新費用の推計を示しています²。

本市が保有する道路について、すべて大規模改修を実施し、現状の規模のままで更新を行った場合、2055年度までに約544億7千万円の更新費用を要し、1年間の平均としては、毎年約13億6千万円かかる試算となりました。道路の直近5か年度の投資的経費の平均が約7億5千万円であることから、現状の道路にかかる投資的経費の約1.8倍となる見込みです。



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定)

² 道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、更新費用を年度別に把握することは困難です。そのため、現在の道路の総面積における更新費用を耐用年数で割ったものを、1年間の更新費用とします。

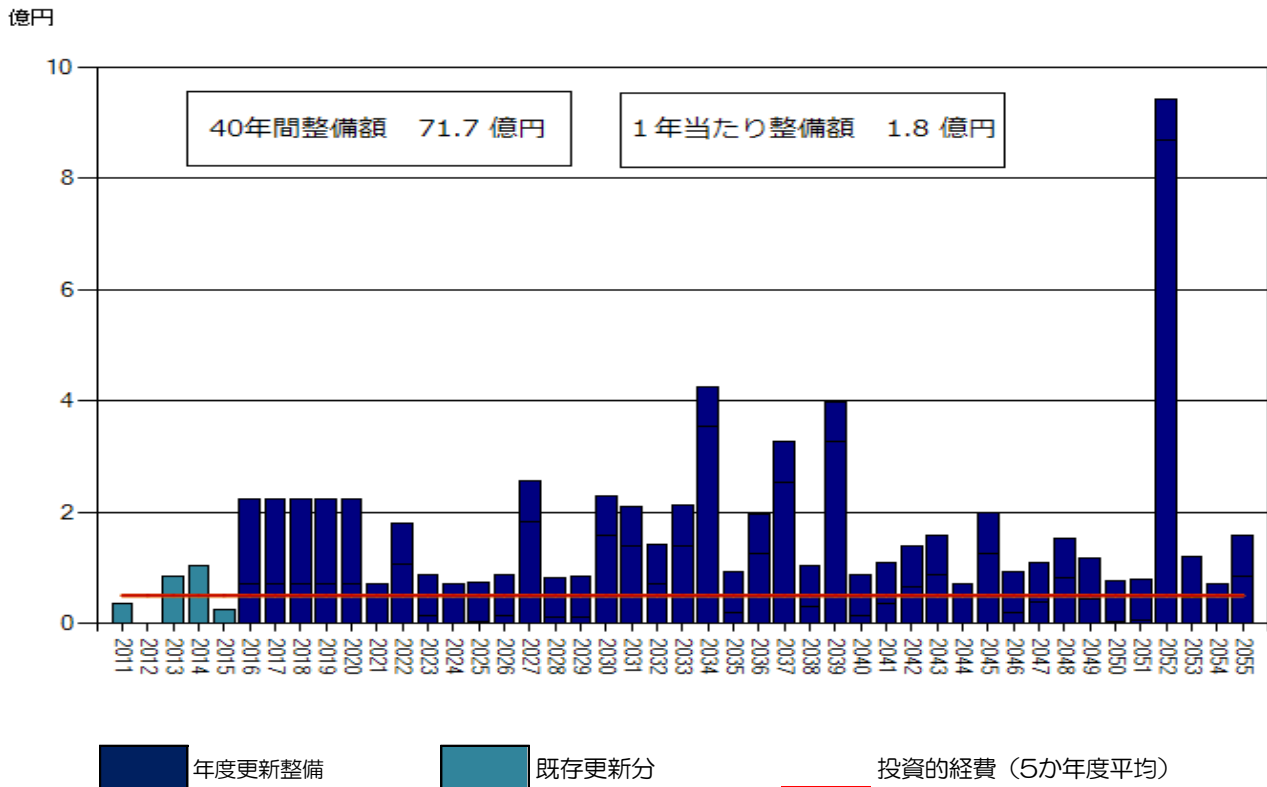
3.4.2 橋りょうの更新費用

- 今後、40年間の更新費用は、総額約71億7千万円という試算が出ています。

図表3-6は、橋りょうに関する将来の更新費用の推計を示しています。

本市が保有する橋りょうについて、すべて大規模改修を実施し、現状の規模のまままで更新を行った場合、2055年度までに約71億7千万円の更新費用を要し、1年間の平均としては、毎年約1億8千万円かかる試算となりました。橋りょうの直近5か年度の投資的経費の平均が約5千万円であることから、現状の橋りょうにかかる投資的経費の約3.6倍となる見込みです。

図表3-6：橋りょうの更新費用



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定)

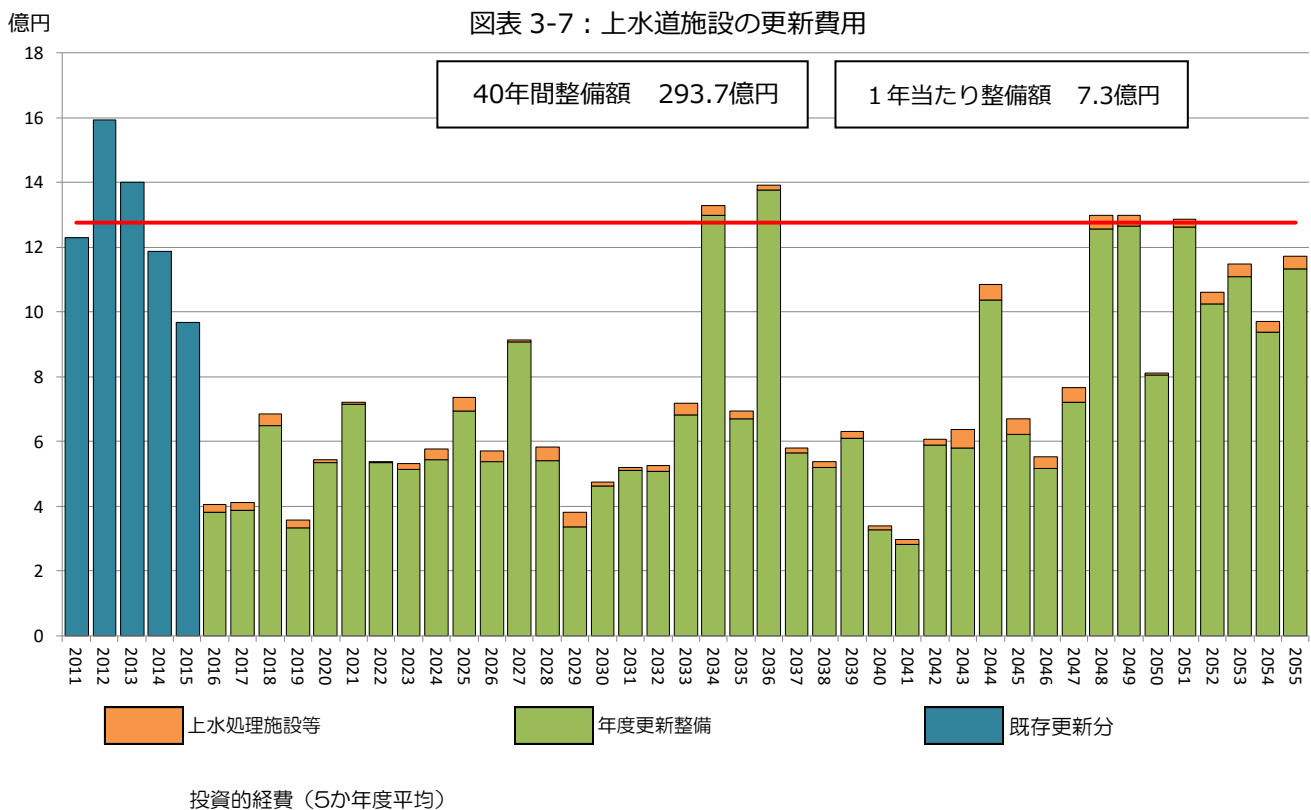
第5節 企業会計施設

3.5.1 上水道施設の更新費用

- 今後、40年間の更新費用は、総額約293億7千万円という試算が出ています。

図表3-7は、上水道施設に関する将来の更新費用の推計を示しています³。

本市が保有する上水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状の規模のまま更新を行った場合、2055年度までに約293億7千万円の更新費用を要し、1年間の平均としては、毎年約7億3千万円かかる試算となりました。上水道施設の直近5か年度の投資的経費の平均が約12億8千万円であることから、現状の上水道施設にかかる投資的経費の約0.6倍となる見込みです。



³ 上水道施設については、上水処理施設や水道管に係る年度ごとの事業費が明らかであることから、更新単価を設定せず、事業費ベースでの推計を行うこととします。修繕の期間は各資産の耐用年数の半分の年数、更新の期間は耐用年数のとおりとしますが、それ以外の諸条件に関しては、総務省 公共施設等更新費用試算ソフトに準拠することとします。

3.5.2 下水道施設の更新費用

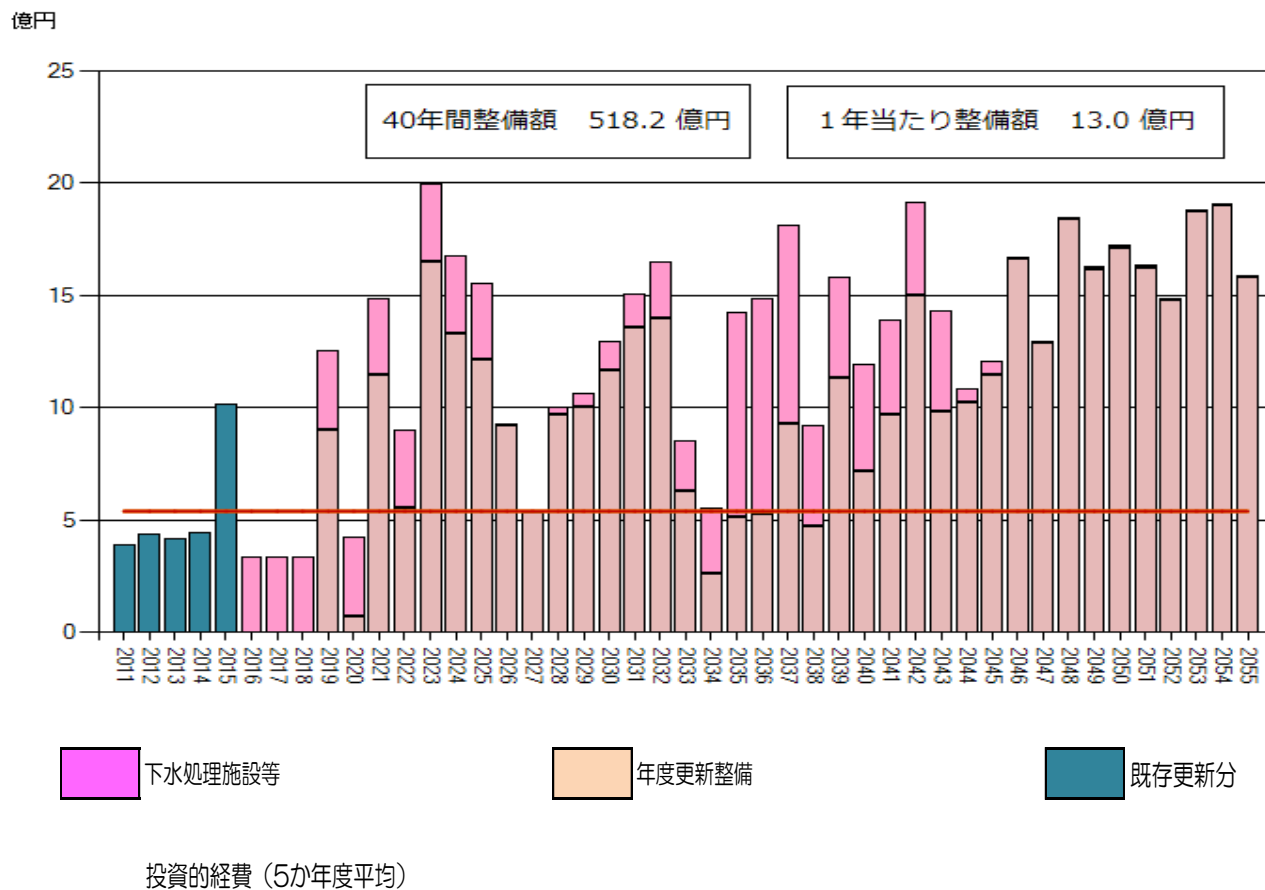
- 今後、40年間の更新費用は、総額約518億2千万円という試算が出ています。

図表3-8は、下水道施設に関する将来の更新費用の推計を示しています。

本市が保有する下水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状の規模のまま更新を行った場合、2055年度までに約518億2千万円の更新費用を要し、1年間の平均としては、毎年約13億円かかる試算となりました。

下水道施設の直近5か年度の投資的経費の平均が約5億4千万円であることから、現状の下水道管にかかる投資的経費の約2.4倍となる見込みです。

図表3-8：下水道施設の更新費用



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定)

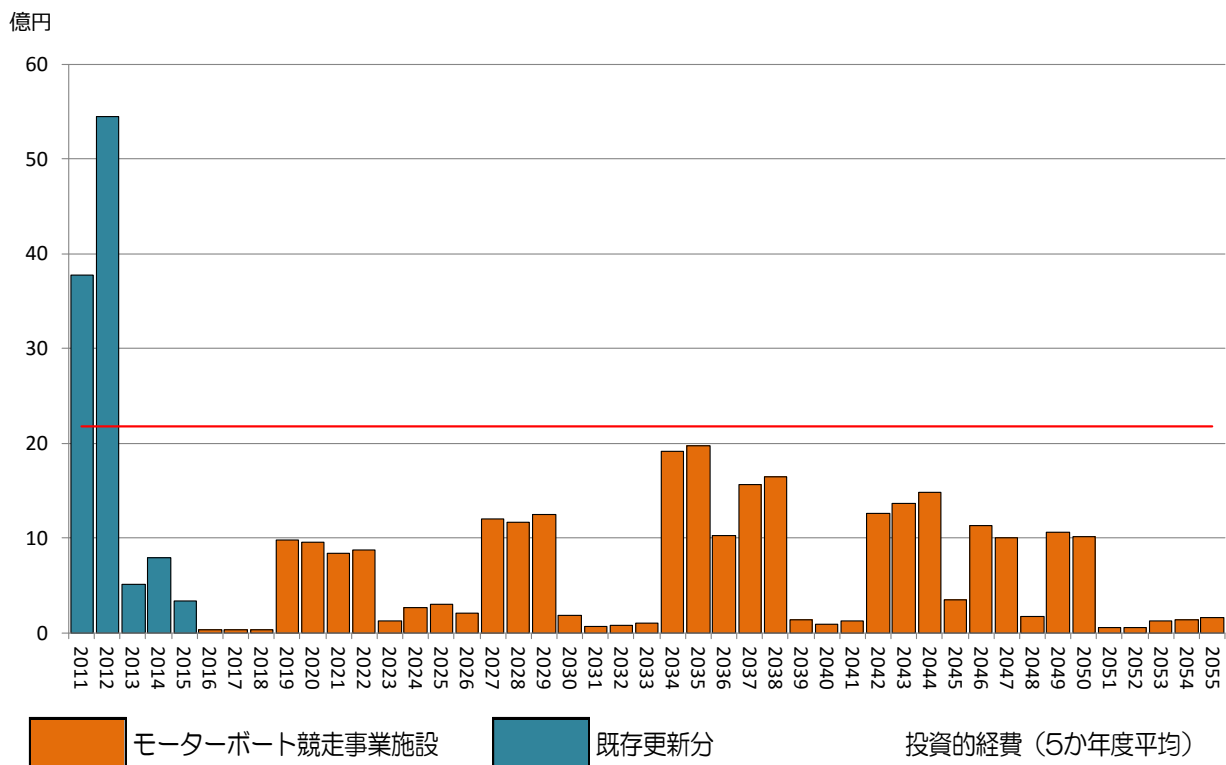
3.5.3 モーターボート競走事業施設の更新費用

- 今後、40年間の更新費用は、総額約264億2千万円という試算が出ています。

図表3-9は、モーターボート競走事業施設に関する将来の更新費用の推計を示しています⁴。

本市が保有するモーターボート競走事業施設について、すべて大規模改修を実施し、現状の規模のままで更新を行った場合、2055年度までに約264億2千万円の更新費用を要し、1年間の平均としては、毎年約6億6千万円かかる試算となりました。モーターボート競走事業施設の直近5か年度の投資的経費の平均が約21億8千万円であることから、現状のモーターボート競走事業施設にかかる投資的経費の約0.3倍となる見込みです。

図表3-9：モーターボート競走事業施設の更新費用



⁴ モーターボート競走事業施設については、施設に係る年度ごとの事業費が明らかであることから、更新単価を設定せず、事業費ベースでの推計を行うこととします。修繕の期間は各資産の耐用年数の半分の年数、更新の期間は耐用年数のおりとしませんが、それ以外の諸条件に関しては、総務省 公共施設等更新費用試算ソフトに準拠することとします。

第6節 公共施設とインフラ全体

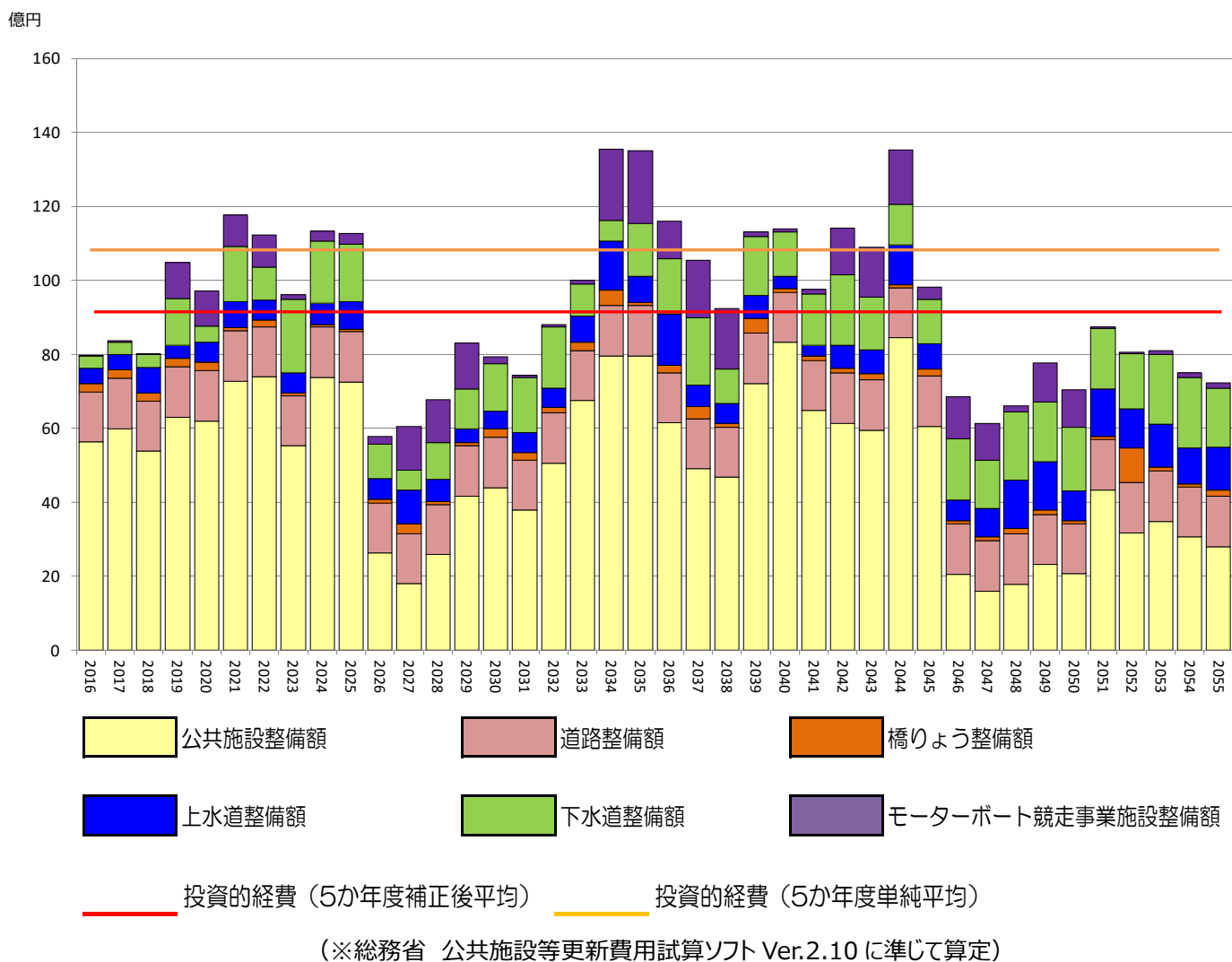
- 今後、40年間の更新費用は、全体で総額約3,715億1千万円という試算が出ています。

図表3-10は、建物系公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道、モーターボート競走事業施設に関する将来の更新費用の推計を示しています。総計では、今後40年間で約3,715億1千万円の更新費用を要し、1年間の平均としては、毎年約93億円かかる試算となりました。

図表3-11は、公共施設とインフラ全体の今後40年間の投資的経費と直近5か年度の1年当たりの平均の投資的経費を示しています。直近5か年度の投資的経費については、国の経済対策等による影響額が多大な期間であり、その数値を加味する必要がありますので、その影響額を除き試算した結果、1年当たり建物系公共施設では約6億円、土木系公共施設では約8億円、それぞれ不足することが見込まれる試算となりました。

今後、財政状況が厳しさを増すことが予想されることから、施設の保有面積を縮減し、更新費用を縮小するなど、更新の平準化を図ることと併せて、関係費用の抑制について検討していく必要があります。

図表 3-10：建物系公共施設、道路、橋りょう、上下水道、モーターボート競走事業施設の更新費用



図表 3-11：公共施設とインフラ全体の投資的経費の比較

	1年当たり	合計	建物系	土木系	企業会計
整備額	今後40年間の平均額	約66億円	約51億円	約15億円	約27億円
投資的経費	国の経済対策等による影響額を除く直近5か年度平均額 (単純平均額)	約52億円 (約68億円)	約45億円 (約60億円)	約7億円 (約8億円)	約40億円 (約40億円)
	過不足	△約14億円	△約6億円	△約8億円	約13億円

※建物系公共施設 更新費用条件 総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より

○更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。一般財源負担見込額を把握することが困難であるため。

○計算方法

延床面積×更新単価 耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

○更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして計算している。

○大規模改修単価

建替えの6割と想定し、単価を設定する。

○耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用する。日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より。

○大規模改修

建設後30年で行うものとする。

○地域格差

地域差は考慮しないものとする。

○経過年数が31年以上50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

○経過年数が51年以上のもの

建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えるものとして計算する。

○耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

○建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。

○修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

※更新単価 総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より

施設用途	大規模改修	建替え
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
市民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
医療施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

施設用途	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/m ²
橋りょう	60 年	425 千円/m ²
上水道	耐用年数をもとに推計	事業費をもとに推計
下水道	50 年	124~134 千円/m

第4章 公共施設等の総合的な基本方針

第1節 基本方針

本市における公共施設等の総合的な基本方針を定めます。

公共施設及びインフラの既存ストックを有効に活用します。

これまで整備してきた既存の公共施設及びインフラの有効活用を図ります。民間活力の活用や環境への配慮等、最適な維持管理方法により、維持管理費用等の削減に取り組むとともに、経営資源としての観点から、資産活用による収入の増加を図ります。

地震・風水害に強い公共施設及びインフラの整備を行います。

公共施設及びインフラの防災・減災対策を進めます。災害等による人的・物的被害を最小化し、都市の施設・機能の計画的かつ効率的な維持・予防保全等に取り組み、暮らしの安全・安心を確保します。

公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

すべての人が安全かつ快適に利用しやすい施設となるよう、常にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、必要に応じた整備・改修等を進めます。多くの市民が利用する公共施設等のバリアフリー化や、新設の際には計画段階からユニバーサルデザイン化を図るとともに、円滑な案内・誘導施設、通路の段差解消等の整備を推進します。

第2節 実施方針

基本方針に基づき、次のとおり実施方針を定めることとします。

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常の保守点検や定期点検、劣化診断等を行うことにより、施設の状況を正確に把握、分析し、点検、診断等の結果に基づき適切かつ効率的、効果的な維持管理を行います。
- ・ インフラ施設は、国等の基準に基づき調査及び点検を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 点検、診断等の結果に基づき、維持管理、修繕、更新等を計画的に行う予防保全に取り組みます。
- ・ 施設の大規模改修や修繕を行う場合は、施設の特性、重要性、緊急性等を踏まえ、計画的に実施します。
- ・ 民間の経営ノウハウや技術力等、民間活力を取り入れる中で、最適な維持管理方法を検討し、柔軟な発想により財源等の活用を図ります。
- ・ 施設の用途や目的、状況に応じた地域での施設の管理方法等、市民協働の視点から検討します。
- ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用等により、環境への負荷の低減等に努め、維持管理費用の縮減を図るとともに、環境に配慮した整備を行います。
- ・ 公共施設等を更新する場合は、機能とライフサイクルコストの最小化を念頭に、過度な意匠等を行わず、地域の景観に配慮した設計に努めます。
- ・ 社会状況の変化や市民ニーズの多様化等に伴い、施設の用途変更が柔軟かつ容易にでき得るよう工夫を行い、簡素で最適な設計に努めます。
- ・ 本市のまちづくり、都市計画の方針に即した配置等を行います。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 利用者の安全確保を第一に、施設の維持管理を行います。
- ・ 点検、診断等により事故の未然防止に努めるとともに、異常や危険性が認められた場合は、緊急修繕、使用中止、除却等、適宜判断の上、速やかに適切な措置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・旧耐震基準の施設で利用を継続する場合は、施設の特性、重要性、緊急性等を踏まえ、計画的に耐震改修を実施し、耐震化率 100%を目指します。
- ・インフラ施設は、国等の基準に基づき必要な耐震補強等、耐震化を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・維持管理、修繕、更新等を計画的に行う予防保全への転換に努めます。
- ・個別の長寿命化計画や方針等に基づき、計画的かつ効率的に施設の長寿命化を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口見通しや行政コストの縮減等を勘案し、集約化・複合化、転用、除却等の手法も用いながら、施設の総量や配置の最適化を図ります。
- ・既存の公共施設等の状態にとらわれず、行政サービスとして必要な水準や機能等を踏まえ、検討を進めます。
- ・継続的に実施すべき行政サービスかどうか、その妥当性について十分留意します。

(7) 行政サービス水準等の検討方針

- ・行政サービスの妥当性等を十分留意の上、行政サービスとして必要な水準や機能等を慎重に検討するとともに、施設の統廃合を検討する場合等、行政サービスの低下を招くおそれを生じる際は、水準等の低下が最小限となるよう努めます。

(8) 市民との情報共有の実施方針

- ・施設の利用者をはじめ、市民への施設情報の提供に努めます。

(9) PPP⁵／PFI⁶活用の実施方針

- ・ PPP／PFI方式、指定管理者制度等、民間の資金や活力、外郭団体の特性等を踏まえ、最適な活用を検討する中で、公共施設の機能向上とともに、維持管理費用等の縮減を図ります。

(10) 隣接する市町等との連携方針

- ・ 広域連携することにより、効果が十分見込めるものについては、市域にかかわらず、周辺自治体等との広域連携を図ります。
- ・ 国や県、近隣市町と連携を図り、公共施設の相互利用や共同設置等を検討します。

(11) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 経営的視点や最適性の観点から、施設情報を一元的に把握の上、管理するとともに、全庁横断的な組織を積極的に活用し、今後の取り組み等について検討します。
- ・ すべての職員が、公共施設等に関する維持管理や利活用等に関するマネジメントの目的や意義を理解し、行政サービスの向上のため創意工夫に努め、実践していきます。

(12) フォローアップの方針

- ・ 社会の状況や市民ニーズ等を把握しながら、適宜、本計画の見直しを行います。
- ・ 今後、施設類型を基本に、個別の施設計画を策定し、本計画との整合性を踏まえながら、見直し等のフォローアップを行います。

⁵ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。

⁶ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。

第5章 施設類型ごとの基本方針

第4章「公共施設等の総合的な基本方針」に基づき、次のとおり施設類型ごとに基本的な方針を定め、取り組みを進めます。この基本方針は、第3章第1節に記載する対象施設について、①数量、②品質、③コストの観点から、施設の適正性としての方針とします。

- ① 施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
 - ・施設の統廃合・更新の方針、施設数や延床面積等
- ② 施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
 - ・施設の維持管理の方針、災害等に対する安全確保、耐震化、長寿命化等
- ③ 施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
 - ・施設の省エネルギー対策、経費削減、経営の合理化・効率化等

1. 建物系公共施設

(1) 学校教育系施設

- ・小中学校は、現施設数を基本とし、今後、児童生徒数の推移等を見ながら、施設の統廃合についても検討します。また、施設の改修計画を策定し、既存施設の長寿命化を図り、適正な維持管理を行うとともに、災害時の避難所としての機能も備えるよう努めます。老朽化が進む施設は、劣化状況の点検や診断を実施し、維持管理等に係るトータルコストの縮減に努めます。
- ・休止中の広島学校給食センターは、今後の維持管理方法について廃止を含めた検討を行う一方、他の学校給食センターは、効率的な施設運営を前提に、現施設数のもと適正な維持管理を継続します。中央学校給食センターは、定期点検のもと予防保全的な維持管理を実施し、計画的に修繕を行うことにより、また他の学校給食センターは、施設の老朽化状況を把握し、計画的に維持修繕を行い、安全面を考慮した上で、業務の効率化や経費の縮減等、長期的なライフサイクルコストの縮減に努めます。

(2) 市民文化系施設

- ・コミュニティセンターは、地域活動の拠点として、現施設数を基本とします。施設の耐震性や老朽化状況を踏まえ、安全性や緊急度を考慮した上で、建替え、耐震改修及び修繕を実施することにより、適正な維持管理を行い

ます。施設の長寿命化を図る一方、指定管理者制度の利点を生かし、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努めます。

- ・新庁舎の整備に併せ、新たに市民協働支援、市民の自発的な活動や学び、交流等の多様な機能を有する（仮称）市民交流活動センターを新庁舎に併設し整備します。市民交流活動センター整備後は、計画的かつ効果的な修繕・維持管理により施設の品質を保持するとともに、長期的なライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ・現在の市民会館は、平成28年度末での閉館に伴い廃止します。閉館後、周辺環境に配慮しながら、平成29年度に解体します。文化芸術の振興にかんがみ、将来の整備に向け、課題整理を行い、施設のあり方を検討します。当分の間、綾歌総合文化会館の1館を基本とし、定期点検のもと計画的に維持修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図る一方、指定管理者制度の利点を生かし、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の削減を図ります。
- ・公民館や集会場等は、日常的に利用する地域住民と連携を図り、より効率的、効果的な施設運営に努めます。

(3) 社会教育系施設

- ・公立図書館の果たす役割を踏まえ、図書館は現施設数を基本とします。中央図書館をはじめ3館すべて複合施設であり、他の施設と連携しながら、必要な維持・躯体修繕や環境整備を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図るなど、適正な維持管理を図ります。また、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、最適な管理方法により効率的かつ効果的な運営を行い、経費の縮減に努めます。
- ・猪熊弦一郎現代美術館は、文化の中核施設であり、市民に開かれた美術館という位置づけのもと、継続的に有効活用を図ります。施設の老朽化状況を踏まえ、長寿命化計画に基づき、躯体修繕、設備更新や環境改善を行う一方、指定管理者制度により指定管理者と連携する中で、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努めます。
- ・生涯学習の総合的な推進施設として、学習センターは現在の2施設を基本とします。指定管理者制度の利点を生かし、利用者の増加や施設サービス

の充実等を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努めます。中核的役割を担う生涯学習センターは、施設の老朽化状況を踏まえ、市庁舎等複合施設の整備に伴う大手町地区再編計画の中で、施設のあり方を検討します。

- ・ うちの港ミュージアムは、(仮称) うちの常設展示館・物産館の設置計画と併せ、今後の大手町地区再編計画の方向性等も考慮することとし、当分の間、現施設の維持・継続を基本とします。当面、計画的な大規模修繕は控え、現施設の運営に影響を及ぼすものについては、修繕等により施設の適正な維持管理に努めます。
- ・ 手島自然教育センターは、自然とのふれあいと離島振興を目的に、当分の間、現施設の維持継続を基本とします。
- ・ 資料館は、耐震改修及び大規模改造工事を終え、安全性や利便性も向上したことから、施設の適正な維持管理に努めます。文化財は、まちの歴史的、文化的観点等、その重要性にかんがみ、適切に保存管理を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

- ・ スポーツ施設は、市民の運動や健康づくりの拠点として活用するため、現施設数を基本とします。スポーツ施設全体として、経年劣化が進んでいることから、施設の老朽化状況を踏まえ、計画的に維持修繕を行い、適正に管理するとともに、施設の改築・更新計画を検討します。施設の長寿命化を図る一方、指定管理者制度の利点を生かし、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努めます。

また、平成 27 年度末で供用廃止した飯山体育館は、平成 29 年度中に除却し、城内グラウンドは「史跡丸亀城跡保存整備基本計画」に基づき解体整備します。

- ・ 野外活動センターは、飲料水の確保が難しいため、機能や利用率等の状況を踏まえ、今後施設の方向性を検討します。
- ・ 観光施設は、現施設数を基本とし、継続して維持します。施設の老朽化状況を踏まえ、計画的に維持修繕し、適正に管理を行う中で、施設の長寿命化を図る一方、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努めます。

(5) 子育て支援施設

- ・幼稚園、保育所及び認定こども園は、こども未来計画に基づき、平成31年度までの3年間、新設等の施設整備を行わず、既存施設を有効活用します。老朽化等により施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合等の検討を踏まえて整備を行います。平成32年度以降についても、次期こども未来計画において、適正な施設数や規模、あり方について検討します。現在使用している公立施設は、すべて耐震化を終えたことから、安全、衛生管理上、必要な修繕を優先的に行い、適正な維持管理を図る一方、休所中の老朽化施設は、解体撤去等、今後のあり方について検討します。また、現在未利用の保育室を活用し、定員枠の拡大に取り組むとともに、施設の更新にあたっては、こども未来計画に基づき、地域の状況に応じた適正規模で行います。
- ・児童館等は、施設の設置目的を踏まえ、現施設数を基本とします。利用者の安全面を最優先に、施設の安全点検や修繕等により適正な維持管理を行う中で、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、ボランティア等の人材や地域資源を活用するなど、最適な管理方法のもと効率的かつ効果的な運営により経費の縮減に努めます。

(6) 保健・福祉施設

- ・保健福祉センターは、3施設を基本とし、老朽化等により大規模修繕等が必要な場合には、施設の利用状況や市域全体のバランス等を踏まえ、施設の統合・集約化等、施設のあり方を検討します。デイサービスセンター及び健康づくりふれあいセンターは、施設の設置目的を踏まえ、現施設数を基本とし、施設の老朽化状況や利用者の動向等を考慮した上で、施設のあり方を検討します。いずれの施設においても、利用者の安全と衛生管理面を最優先に、利便性の向上のため、施設の安全点検や修繕等を計画的に実施し、適正な維持管理を図ります。また、施設の長寿命化を図る一方、指定管理者制度の利点を生かし、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、施設の設置目的に沿って、最適な管理方法により効率的かつ効果的な運営を行い、経費の削減に努めます。
- ・隣保館は、施設の設置目的を踏まえ、現施設数を基本とします。施設の耐震性や老朽化状況等から、安全性や緊急度を考慮した上で、建替え、耐震改修及び修繕を実施することにより適正な維持管理を行います。利用者の

増加や施設サービスの充実等を図るとともに、ボランティア等の人材や地域資源を活用するなど、最適な管理方法により効率的かつ効果的な運営を行い、経費の削減に努めます。老朽化した旧金山隣保館は、防犯、防災上等の観点から解体します。

(7) 医療施設

- ・診療所は、島民の医療機会確保のため、継続して管理します。施設の耐震性を確保し、計画的な維持修繕等により適正な維持管理を図ります。また、医師確保の状況にかんがみ、施設の利用状況や交通アクセス等、地域の実情を考慮した上で、効率的かつ効果的な運営を行い、経費の縮減に努めます。

(8) 行政系施設

- ・本庁舎は、平成 32 年度までに大手町地区の市民会館跡地を中心とした場所に整備します。新庁舎移転後、現庁舎は南館を除き、速やかに取り壊します。新庁舎整備までの間、利用者の安全性や利便性を踏まえ、必要最小限の維持管理のもと経費の抑制に努めます。新庁舎移転後は、計画的かつ効果的な修繕、維持管理により施設の品質を保持するとともに、長期的なライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ・市民総合センターは、現施設数を維持し、より身近で適切な住民サービスを行います。照明設備のLED化や空調設備の更新等を計画的に実施することにより、施設の省エネルギー対策に努めます。綾歌市民総合センターは、平成 29 年度から耐震改修工事を行うことにより、また飯山市民総合センターは、別館の解体を検討するなど、施設の老朽化状況を踏まえ、長寿命化を図るとともに、保守点検等の実施により適正な維持管理を図ります。
- ・本島市民センターは、施設の老朽化や自然災害等の観点から、用地の選定を含め建替え及び移転等の検討を行います。
- ・広島市民センターは、旧広島中学校校舎を利活用し、平成 29 年度までに整備します。施設の老朽化や防災上等の観点から、新センター移転後、現施設は廃止します。
- ・旧消防本部庁舎は、新庁舎の整備に合わせて解体します。また、新訓練塔は、平成 30 年度までに整備します。
- ・消防及び防災施設は、施設の老朽化状況を踏まえ、計画的に維持修繕、更新を行うとともに、運用や設備の省エネルギー対策を進めるなど、維持管

- 理費の縮減方法を検討し、長期的なライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ・消防屯所は、現施設の維持、更新を基本とします。第3分団屯所は、広島市民センターの移転に合わせて移転し、第8分団屯所は、平成29年度に解体し、平成30年度までに整備します。また、中府機械器具置場及び旧第4分団屯所は、売却等を含め活用方法等を検討します。消防屯所等の警鐘台は、劣化状況を踏まえ、適宜撤去し、必要に応じてホースポールへ更新します。
 - ・水防センター及び水防倉庫は、地域の防災上、重要な施設であり、現施設数のもと適正に維持管理を継続します。

(9) 公営住宅

- ・世帯数の将来推計等から、市営住宅に対する今後の需要動向を踏まえ、既存ストックの更新や長寿命化に加え、民間賃貸住宅等の活用を図ることにより、市営住宅の適切な供給量や管理戸数の確保に努めます。長寿命化計画に基づき、老朽化が進む9団地604戸は、現地での建替えや団地の統合を図るための用途廃止を行います。今後も継続して利用する住宅で、旧耐震基準の住棟は、順次耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を実施します。また、施設の老朽化の解消と居住性の向上を図るため、適切な改善事業を行います。施設の安全性等、常にストックの状況を把握した上で、計画的に修繕を行うとともに、定期的な点検等の実施及びその結果に基づく施設の効率的かつ効果的な維持管理により、維持管理費の縮減に努めます。

(10) 公園

- ・公園は、都市公園の現施設数を継続使用し、緑の基本計画における公園整備重点ゾーンの地域は、重点的に公園整備を図ります。公園施設の定期的な点検を行い、必要な修繕、改修を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストや維持管理費の縮減に努めます。

(11) 供給処理施設

- ・クリーンセンターは、本市の廃棄物の適正処理を図るための拠点として、維持管理します。定期点検等を行い、施設の状況を把握し、予防保全的な維持管理を行うことにより適正に管理するとともに、計画的に修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ・休止中の飯山町不燃物埋立地は、必要に応じて廃棄物処理施設として活用

します。施設の老朽化状況を踏まえ、排水施設の設備改善等、計画的な維持修繕を行い、周辺環境の安全性を確保するとともに、環境安全面を考慮した上で、維持管理業務の効率化、コストの縮減に努めます。

- ・排水ポンプ場は、定期点検を実施することにより施設の状況を把握し、それに伴う予防保全的な修繕等を計画的に行い、施設の安定的な稼動と延命化を通じてコストの縮減に努めます。

(12) その他

- ・バス待合所は、バス事業を継続するため更新を基本とし、必要に応じて新設検討を行います。地域住民や利用者の協力のもと、適宜修繕等を行うとともに、運行事業者や地域と連携を図り、適正な維持管理と併せ、費用の縮減に努めます。
- ・市営駐車場は、民間駐車場が増加傾向にあることから、利用者のニーズ等を把握した上で、適正な供給に努めます。安全に利用できるよう適宜修繕等を行うとともに、ニーズに合った利用料金や利用時間等の設定に努めます。駐輪場は、利用台数等の変化を注視しながら継続管理し、快適に利用できるよう維持管理に努めます。市営駐車場、駐輪場とも指定管理者制度の利点を生かし、利用者の増加や施設サービスの充実等を図るとともに、民間のノウハウを生かした効率的かつ効果的な運営によりコストの縮減に努めます。
- ・斎場及び墓地は、施設の老朽化状況を踏まえ、予防保全的な維持修繕等を計画的に行うことにより施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な維持管理を行い、経費の縮減に努めます。
- ・金山共同作業場等は、適宜施設の解体、更新や維持修繕を行うなど、適正管理に努めます。
- ・医師住宅は、交通アクセスや地域の実情等を踏まえ、診療所の運営や医師確保の状況に合わせて継続して管理します。
- ・普通財産は、その性質上、行政目的を終えたものであることから、速やかに解体処分することを基本とし、状況に応じて一時的利活用を図ります。施設の安全性や地域の防犯上等の観点から、速やかに解体処分し、維持管理費の継続的な発生を回避する一方、解体処分までの間、一時的利活用を図る場合には、施設の安全性に十分配慮した上で、最小限の維持管理のもと、費用の抑制に努めます。

2. 土木系公共施設

(1) 道路

- ・道路は、安全・安心の確保を前提に、生産性向上等、整備効果が大きく見込める路線を主として、優先的に整備を進めます。道路施設の維持・修繕・更新についても計画的に行い、特に市道の舗装は、市域内の道路状況を反映した舗装の修繕計画に基づき、安全で快適な道路を目指した舗装の改良工事を行います。

(2) 橋りょう

- ・橋りょうは、今後の老朽化の進行に対応するため、長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕等を計画的かつ効率的に行い、維持管理費の縮減に努めるとともに、道路の安全性と信頼性の確保を図ります。

3. 企業会計施設

(1) 上水道施設

- ・上水道施設は、現在計画中的水道広域化の指針に基づき、県内全域の配水・給水エリアを調査し、最適な施設配置となるよう検討を行います。日常の運転管理においては、各種点検等を行い、機器類の異常等、早期発見に努めるとともに、適宜修繕を行い、適正な維持管理に努めます。また、施設の長寿命化計画並びに施設の更新計画に基づく事業実施により、水道水の安定供給を図ります。

(2) 下水道施設

- ・下水道施設は、施設の老朽化が進む浄化センターを新しく整備し、平成 36 年度に新施設移転後、平成 38 年度に現施設を取り壊します。ポンプ場は、耐震改修等により施設の機能強化を図り、継続して維持管理します。また、民間委託等、最適な方法により、効率的かつ効果的な施設の運転、維持管理を行い、経費の縮減に努めます。

(3) モーターボート競走事業施設

- ・モーターボート競走事業施設は、スタンド棟及びボートピアまるがめについて、計画的に整備、更新を行い、適正な維持管理を図るとともに、経費の縮減に努めます。選手管理棟及び整備棟は、中長期施設改善計画に基づき、建替えを含めた大規模な整備を検討します。海上施設は、同計画に基づき計画的に整備、更新を行い、適正な維持管理を図ります。

第6章 おわりに

時代は今、まさに人口減少時代の課題に直面し、将来的な歳入の大幅な増加が見込める状況にはない中、人口構造の変化に連動した行政サービスに対応しつつ、引き続き安定した市政運営を継続していくため、真に本市に合った公共施設等のあり方を整理しようと、今回、本市公共施設等総合管理計画の策定に取り組みました。

計画の策定にあたっては、施設のデータ等を整備・分析するとともに、公共施設やインフラ等に係る将来の更新費用等を試算することにより、本市が保有する公共施設等の現状や今後の見通しに関して把握に努めました。更新費用等の推計からは、多くの施設で大規模改修や建替えが必要となり、時期の重なりや多額の費用が発生することが見込まれるなど、改めて将来の課題を再認識することになりました。

また、市民アンケート調査を実施し、本市公共施設の今後のあり方について、市民の意見や意向を聴取の上、調査結果等も踏まえ、基本方針の検討を行いました。

今後は、この管理計画に掲げる基本方針に基づき、計画の策定過程で明らかとなった課題等に対し施策を推進することとし、計画の実効性と継続性、また弾力性を確保するため、施設の個別施設計画を策定します。この管理計画は、全体の行動計画としての位置づけであることから、各施設における個別施設計画の中で、より詳細で具体的な方針や行動計画として実施することにより、施設の管理や整備を図るなど各方針を実践していくこととします。

なお、個別施設計画の策定に際しても、市民や利用者等の意見を十分反映した計画づくりを基本とすることが求められます。

また、この管理計画の実施及び推進においては、計画策定の趣旨や目的を十分踏まえ、実効あるものとなるよう進行管理を行うことと併せて、フォローアップの方針に基づき、状況に応じて適宜見直しを行うことにより、本市公共施設等に係る施策や取り組みを着実に進めることとします。

社会経済情勢が変化する中、今後の公共施設のあり方とその基盤である公共施設等を再構築し、本市の貴重な財産を持続可能な形で次世代へ引き継いでいかなければなりません。本計画の策定過程で浮かび上がった課題を真摯に受け止め、全職員が意識を共有し、将来を見据えてさまざまな課題を解決しながら、本市が掲げる将来のまちづくりを進めていきます。